

～県外に里帰りされる方へ～ 産後ケア事業の利用について

県外で利用できる産後ケア事業について

📄別紙「産後ケア事業（県内用）」をあわせてご覧ください。

🌸県外で利用できる産後ケア事業は、「アウトリーチ型」と「デイサービスA型」です。「デイサービスB型」と「宿泊型」はご利用になれません。

🌸費用と利用料の上限は県内と同様ですが、一旦、費用の全額をお支払い頂き、利用料との差額を申請により助成させていただきます。

県外での産後ケア事業利用の流れ

【出生届提出時】

出生届提出時にお渡しする出生バッグ内に以下の書類を同封しています。

- ・産後ケア事業（県内用）
- ・～県外に里帰りされる方へ～産後ケア事業の利用について（当チラシ）
- ・産後ケア実施事業所一覧

【出産後】

① **利用を希望する旨を保健福祉課にご連絡ください。**

町保健師より現在の状況及び利用希望する事業所について聞き取りさせていただきます。

申請に必要な書類を、郵送等によりお渡しいたします。

② **事業利用対象者に該当した場合、以下の書類を保健福祉課まで郵送等にてご提出ください。**

- ・南越前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）（様式第2号）

③ **申請内容を基に、町保健師が事業所に事業説明・連絡調整を行います。**

④ **後日以下の書類を保健福祉課より送付します。**

- ・産後ケア事業受診券（兼報告書）【県外受診用】
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）のコピー
- ・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
- ・南越前町産後ケア事業費申請書兼請求書（様式第6号）
- ・産後ケア事業アンケート（はがき）

⑤ **助産所（師）に④の書類（申請書兼請求書・アンケート以外）をお渡しし、ケアを受け、一旦費用の全額をお支払いください。**

受診券及びエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を受け取ってください。

⑥ **保健福祉課に以下の書類にて請求されると、**

**ケアにかかった費用(デイサービスA型 5,000円, アウトリーチ型 8,000円)から
利用料*を差し引いた額を助成します。**

- ・南越前町産後ケア事業費申請書兼請求書（様式第6号）
- ・産後ケア事業受診券（兼報告書）【県外受診用】
- ・産後ケア事業アンケート（はがき）
- ・エジンバラ産後うつ病問診票（EPDS）

※課税状況に応じて利用料の減免があります。詳しくは「県内用産後ケア事業（チラシ）」をご覧ください。